
第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則

1 計画の目的と背景

東海地震は、大地震の切迫性が高く、予知の可能性のある唯一の地震として、大規模地震対策特別措置法に基づき、著しい災害が生じるおそれのある地域が地震防災対策強化地域として指定され、観測体制の強化や震災対策の充実が図られてきた。

本村においては、東海地震が発生した場合は、最大震度6弱程度と予想されており（長野県地震防災対策基礎調査より／第1章第5節参照）、昭和54年以来地震防災強化地域に指定されている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、従来別々の地震とされていた複数の地震が連動発生し、想定を大きく上回る被害が発生している。また、その翌日に発生した長野県北部地震では、栄村を中心に北信地域に大きな被害が生じたが、この地震は、これまでの県の地震被害想定においては、想定されていなかった場所で発生した地震であった。

一方、内閣府では、南海トラフ巨大地震で想定される被害について検討を始め、平成24年8月29日（第一次報告 建物被害・人的被害等）、平成25年3月18日（第二次報告 施設等の被害及び経済被害）に、長野県内を含む当該地震に係る被害想定を公表している。

こうした状況を背景に、今後、より実態に即した効果的な地震対策を実施していくために、長野県においても被害想定を国の被害想定と整合を図るために平成25・26年度の2年間で被害想定の見直しを図っている。これにより、今後新たな被害想定が公表されることになるであろう。しかしいずれにしろ警戒宣言が発せられた場合、住民生活に大きな影響が発生するおそれがあるため、村、関係機関、住民等のとるべき対策について定め、地震防災体制の推進を図ることを目的として本計画を策定するものである。

2 対応方針

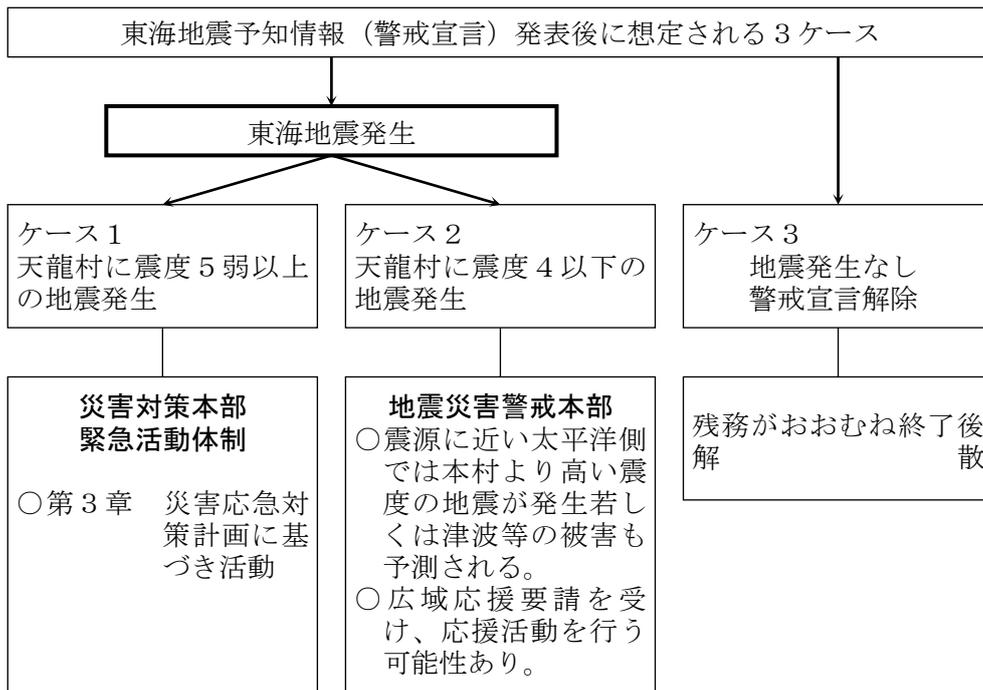
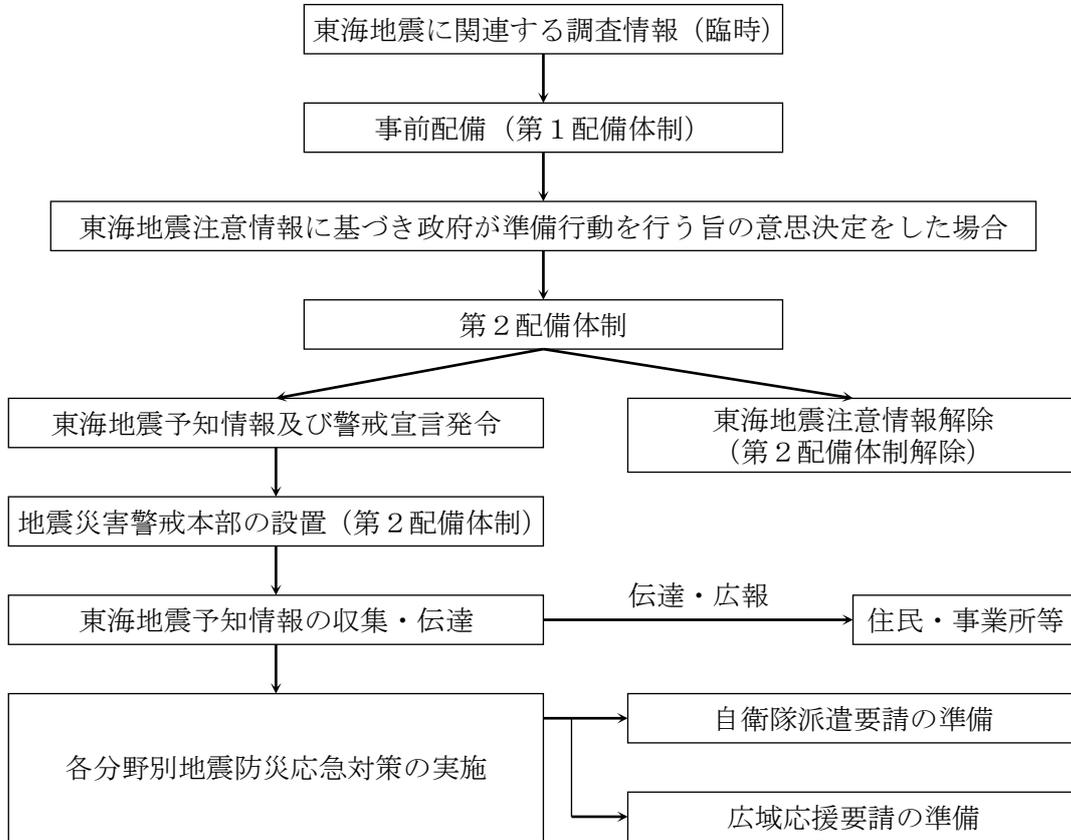
警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱は、第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱」に準ずる。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【応急活動の流れ】



1 東海地震に関連する情報時の体制

(1) 配備体制

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり、次の業務を行う。

イ 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表されたとき並びに警戒宣言が解除されたとき又は他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

ウ 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

(2) 参集場所

配備職員は、村役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従うものとする。

情報の種別	配備体制	本部	配備職員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	第1配備	東海地震警戒体制	各課の長があらかじめ定めた職員	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	第2配備	東海地震緊急体制	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報		東海地震災害警戒本部		○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

2 地震災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

村長は、東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」）第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、大震法第16条の規定に基づき地震災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置する。

(2) 廃止基準

ア 災害対策基本法第23条第1項に基づき災害対策本部が設置されたとき。

イ 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。

ウ 東海地震予知情報の解除が伝えられた場合。

(3) 設置場所

ア 警戒本部は、原則として村役場会議室へ設置する。

イ 警戒本部が設置されたときは、役場正面玄関に天龍村地震災害警戒本部の標識を掲げ、併せて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。

ウ 南支所管内居住職員が役場へ参集できない場合は、状況に応じ南支所へ参集。道路状況で参集できない場合は自宅待機とする。

(4) 所掌事務

ア 東海地震注意情報が発せられたときは、次の応急対応を行う。

(7) 注意情報の住民への伝達及び広報、地震防災上必要な情報の収集及び伝達、県及び防災関係機関との情報の共有化

(イ) 警戒本部設置の準備

(ロ) 地震防災応急対策の準備

(ハ) 施設等の点検・安全措置の準備

(ニ) 消防団員の配備等、地震発生後の応急措置に向けた準備

(ホ) 社会的混乱の防止措置

(ヘ) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整

(ニ) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地準備

(ホ) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

イ 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられたときは警戒本部を設置し、次の地震防災応急対応を行う。

(7) 警戒宣言及び地震予知情報の住民への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

(イ) 下伊那地方事務所等県関係現地機関及び防災関係機関との地震防災応急対策の連携

(ロ) 避難の勧告・指示

(ハ) 警戒区域の設定

(ニ) 消防、水防等の防災応急措置

(ホ) 食料、医薬品等の確保準備

(キ) 自主防災組織の地震防災活動の指導及び連携

(ク) その他、地震防災上必要な措置

3 地震災害警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、天龍村地震災害警戒本部条例（資料 8-3・8-4 参照）に定めるところによる。

警戒本部の構成、組織及び事務分掌は第3章第3節に準ずるものとする。

第3節 情報収集伝達計画

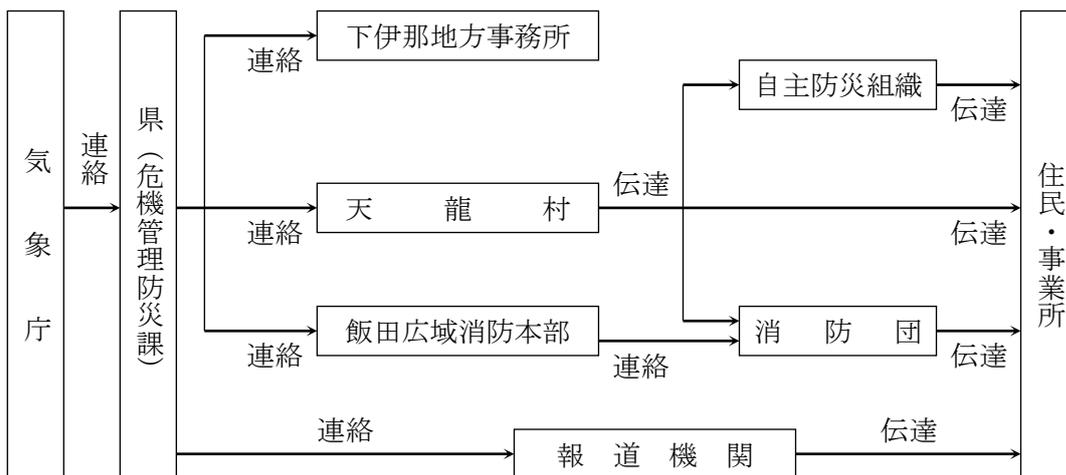
情報の収集・伝達及び広報活動は、全ての地震防災応急対策の根幹となるものである。村及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本として、情報収集・連絡等について必要な事項を定める。

1 東海地震に関連する情報等の受理・伝達・周知

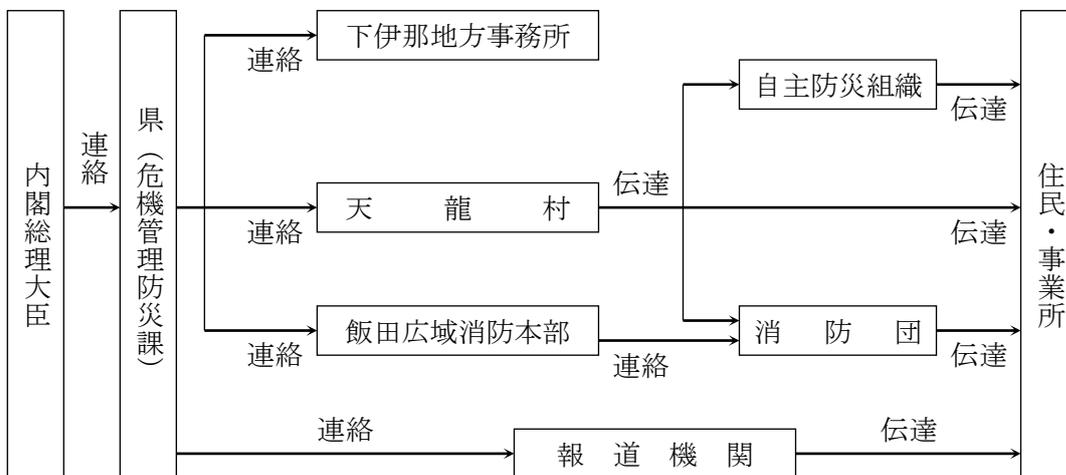
(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

県防災行政無線によって県から通知される、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理は、警戒本部設置前の勤務時間内は、総務課が行うものとし、勤務時間外及び休日は、日直及び宿直担当職員が行うものとする。警戒本部設置後においては、警戒本部において受理する。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報伝達系統図



イ 警戒宣言伝達系統図



(2) 伝達手段

ア 地震防災信号

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたときは村防災行政無線等で広報を、警戒宣言が発令されたことを受理したときは、直ちに村防災行政無線を使用しサイレンにより住民等に伝達する。サイレンは、約45秒吹鳴、約15秒休止を繰り返し行う。

イ 住民等への伝達手段

- (ア) 村防災行政無線
- (イ) ケーブルテレビ
- (ウ) 広報車（消防団消防車を含む）
- (エ) 報道機関（テレビ・ラジオ）

ウ 指定地方公共機関に対する伝達

警戒本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ業務用無線機等で各機関へ伝達する。

エ 職員に対する伝達

- (ア) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、電子メール、電話などから有効な手段を用いるものとする。
- (イ) 職員は、東海地震注意情報の発表以降、イの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務に当たる。

2 地震防災に関する情報の収集

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。

(1) 収集する情報

東海地震に関連する情報発表時における情報の収集先と内容については、次表のとおりとする。

東海地震に関連する情報発表時における情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容	収集担当
<input type="checkbox"/> 1) 国（内閣府、気象庁） 県（危機管理防災課） 下伊那地方事務所等現地機関	<input type="checkbox"/> 東海地震に関連する情報 <input type="checkbox"/> 注意情報以降の情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	警戒本部事務局
<input type="checkbox"/> 2) 長野気象台（飯田測候所）	<input type="checkbox"/> 気象情報	
<input type="checkbox"/> 3) 各避難所	<input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 避難・収容状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況	
<input type="checkbox"/> 4) 飯田国道事務所 飯田建設事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況	
<input type="checkbox"/> 5) 飯田広域消防本部 阿南消防署	<input type="checkbox"/> 警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 警防本部活動情報	

□ 6) 阿南警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等、治安状況	
□ 7) 信南交通(株) JR東海 飯田駅、平岡駅	□ JR、バス運行・乗客対応状況	
□ 8) 他市町村	□ 応急対策実施状況	
□ 9) 医療機関 長野県立阿南病院 天龍村診療所	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	住民部 医療班
□ 10) 天龍村	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	建設部 上下水道班
□ 11) 長野県トラック協会 流通業者	<input type="checkbox"/> 物資の在庫調達可能量 米穀 <input type="checkbox"/> " 生活必需品 <input type="checkbox"/> " 生鮮食料品 <input type="checkbox"/> " 副食	振興部 商工班
□ 12) 緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	警戒本部事務局
□ 13) 天龍村教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童・生徒引き渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育部
□ 14) 天龍村社会福祉協議会	□ 避難実施状況	住民部 調査救助班
□ 15) 各部共通	□ 各部の応急対策実施状況	各部

(2) 伝達する情報

ア 東海地震に関連する情報

イ 避難の勧告、指示又は警戒区域の設定の伝達

ウ 消防、水防団員の配備命令の伝達

エ 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等

3 県に対する報告等

長野県地震災害警戒本部への報告は、県防災行政無線により下伊那地方事務所等現地機関を通じて報告するものとする。その主なものは、以下のとおりである。

- (1) 病院の診療状況、医療救護班の出動体制
- (2) 金融機関の営業状況
- (3) 避難、救護の状況、旅行者数
- (4) 社会福祉施設の運営状況
- (5) 小中学校の授業実施状況
- (6) 村の地震防災応急対策の実施状況等

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第4節 広報計画

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、広報活動を実施するものとする。

1 東海地震注意情報受理時の広報内容

- (1) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (2) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (3) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (4) その他必要な事項

2 警戒本部設置時の広報内容

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等がとるべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (10) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (11) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (12) その他必要な事項

3 広報手段

村においては、県及び防災関係機関等から得た前記1・2に準じた情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、CATV、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

詳細は、第3章第24節「災害広報活動」に準ずる。

4 広聴活動

住民の精神的動揺やニーズを把握するため、住民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、防災応急対策に住民の要望等を反映させるものとする。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 災害相談窓口の設置

ア 住民からの相談・要望などに対応するため、「災害相談窓口」を役場及び避難所等に開設する。また住民対応専用電話を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日20時までに警戒本部に報告するものとする。

第5節 避難活動等

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導には、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

1 避難の勧告又は指示

- (1) 避難対象地区は、おおむね次の基準により、あらかじめ村長が定める地区とする。
 - ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
 - イ その他村長が危険と認める地域
- (2) 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線、CATV等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び避難勧告、避難指示の伝達方法等について十分徹底を図る。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、村長は、避難対象地区に避難勧告、避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

 - ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ウ 避難場所の点検及び収容準備
 - エ 収容者の安全管理
 - オ 負傷者の救護準備
 - カ 避難行動要支援者の避難救護
- (4) 住民は平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておくなど地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

- (1) 村は、警察署等と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているな

ど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察署と調整しておく。

- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。
- (6) 住民は車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は、避難地における駐車に当たっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 村は、公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

- (1) 村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、村と調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。
 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

- (1) 村は、避難の状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況

を把握するとともに、県へ報告する。

(2) 避難地の設置及び運営については、次により行う。

ア 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。

イ 避難地で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

オ 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て村が行う。

カ 避難地には、運営のため必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(3) 住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。

村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずるものとする。

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- (4) 村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小売店等に対し、営業の継続を要請する。
- (5) 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。
- (6) 物資拠点の開設準備を行う。
- (7) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努める。また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 物資拠点の開設準備を行う。
- (6) 住民は、飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

3 売惜しみ・買占め等の防止

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売惜しみや買占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

- (1) 売惜しみ・買占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売惜しみ・買占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 住民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行為に努める。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

村は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

1 医療救護体制の確立

- (1) 飯田医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに、応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

- (1) 村は、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。
- (2) 住民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

1 学校における措置

公立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、警戒本部及び教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 保育所における措置

保育所においても学校と同様の措置をとる。

ただし、保護者の引き取りがあるまでは、保育所にて保護する。

第9節 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

1 ライフライン機関

(1) 電力会社

電力の供給を継続する。

(2) 通 信

重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講ずる。

(3) ガ ス

ガスの供給を継続する。

2 金融機関等

(1) 金融機関

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭での顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

イ 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障を来さないような措置を講ずるものとする。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

(2) 日本郵便(株)

ア 非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

ウ 警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

エ 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

3 交通対策

(1) 道路

ア 警察の措置

警察は、道路の通行について、次の措置をとる。

- (ア) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。
- (イ) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。
なお、本村は強化地域ではないが、強化地域に関しては更に下記の措置がとられる。
- (ウ) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。
- (エ) 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。
- (オ) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。
- (カ) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。

警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難する時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

イ 村の措置

村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行を控えるように要請を行う。

(2) 路線バス

警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所等を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

4 事業所

事業所では、応急保安措置、従業員の帰宅措置など、あらかじめ定められた計画に基づいて適切な行動をとるものとする。